

「遠くに住んでいて利用する予定がない」  
「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」  
そんな相続した土地の管理にお困りの方へ

# 令和5年4月27日から 相続土地国庫帰属制度が 全国の法務局で始まります！

## <相続土地国庫帰属制度のポイント>

- 相続等により取得した土地について、  
所有者からの申請により、所有権を国に移転することができるようになります。
- 申請先は、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局となります。
- 帰属させることができる土地については、建物がないことなど、法令で定める要件を満たす必要があります。
- 本制度の活用には、負担金の納付などの一定の費用負担が必要です。



新制度について  
詳しくは、以下の  
二次元コードか  
「法務省 国庫帰属」  
で検索！



**Q**

だれでも申請できるの？

**A** 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が申請できます。また、制度が始まる前に相続した土地についても、申請ができます。他方で、売買や贈与などにより自らの意思で土地を取得した方や会社（法人）は、単独では申請ができません。

複数の人で所有している土地（共有地）である場合には、相続や遺贈によって土地を取得した相続人を含めた所有者（共有者）全員で申請する必要があります。

**Q**

どんな土地でも引き取ってくれるの？

**A** 通常の管理又は処分をするために、過分の費用や労力が必要となる次のような土地は、対象外となります。

<国庫帰属が認められない土地の主な例>

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 危険な崖がある土地
- 債務の担保になっている土地（抵当権など）
- 土壤汚染や埋設物がある土地
- 境界（所有権の範囲）が明らかでない土地
- 通路など他人による使用が予定されている土地

これらの土地に当てはまるかどうかについて、申請後、法務局職員による書面調査や実地調査が行われます。

（土地の要件については、法務省HPに詳しく掲載しています。）

**Q**

手続にはどれくらい費用がかかるの？

**A** 申請時に審査手数料を納付していただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合は、10年分の管理費用の額に相当する負担金を納付していただく必要があります。

※ 負担金は、20万円が基本となります。土地の種目や土地が所在する地域に応じて面積単位で算定する場合もあります。  
負担金については、法務省HPに詳しく掲載しています。

